

裁判所のデジタル化の現状と将来 (民事訴訟を中心に)

司法研修所 令和7年度 民事通常専門研究会4
(民事訴訟の諸問題2～民事訴訟の将来とA Iの活用可能性)

令和8年2月19日

最高裁デジタル審議官 榎 本 光 宏

～システム開発はなぜ思うようにいかないのか～①

○ 裁判所のシステム開発では、次の①～④の制約やあい路が存在

① 公共調達による制約

➡ 自ら、業者やプロジェクトの担当者を選べない

② 業者による裁判所の業務理解が困難

➡ 背景には、訴訟法や教科書ではわからない、現実の裁判所の業務や個別具体的な事務の積み重ねがある（ただし、後述のとおり、裁判所側での現行業務へのこだわりという点も見られる）

③ 法施行という厳しい時間的制約

➡ 今回のシステム開発、特にTreeSの開発は、外部の方も全面的に利用するシステムの開発であるため、利用者側も含めて検討項目が著しく広く、時間的制約がある中での検討には限界がある

④ 裁判所側での現行業務の再構築が困難

➡より実質的な面として、紙記録から電子記録への転換を契機として必要となる、業務を再構築するということが難しい（次の頁で説明）

～システム開発はなぜ思うようにいかないのか～②

- 今回のデジタル化に当たり、最高裁では、紙記録を前提としたこれまでの合理化・効率化の取組の延長ではなく、新たな事務、電子記録・電子データを前提とする事務を再構築するという理想を掲げ、他方で、開発側と裁判実務側との間の対話を行いながら、開発を進めてきたところ



- しかし、こうした対話を踏まえても、現実には、最高裁も裁判実務も、紙記録による現行業務を目の前にして、電子記録による業務を具体的にイメージして合理的かつ効率的な事務を新たに構築していく、ということとは容易なことではなく、結局は、現行業務をそのまま新しいシステム上で再現し、それをより簡便に過誤なく行うという発想に陥りがち

3 デジタル化（DX）の基本的な考え方（その1）

- 利用者（国民・職員）の目線に立ち、実務や事務の実情を踏まえたデジタル化の推進
 - ✓ 国民の利用のしやすさを徹底して追求、分かりやすく、使いやすいシステムを開発
 - ✓ 執務の効率性向上のため、職員の利用しやすさにも十分配慮
 - ✓ 実務や事務の実情にフィットしたデジタル施策を実施 ⇒ 最高裁と高地家簡裁との意見交換を充実
- デジタル技術を活用した事務の改善（BPR）
 - ✓ システム化の前提として、現行の事務フローの合理性を検討、事務の標準化や合理化（BPR＝業務改革）が不可欠
 - ✓ 裁判所独自のシステムの開発ではなく、市販のアプリ・サービス（SaaS）等の利用も検討（事務を一部変更）
 - ✓ デジタル時代の新しい事務を検討
- 柔軟性・拡張性を備え、安定的に稼働するシステム
 - ✓ 過度な作り込みをしないシンプルでシステム、柔軟性・拡張性に富んだ新しい開発手法
 - ✓ 必要な機能に絞って開発し、安定的に稼働することを確認した上で、機能を拡張

R4.5 裁判所のデジタル化について（裁判所DXのブランドデザイン）（Ver1.0）

～システム開発はなぜ思うようにいかないのか～③

- 理想を言えば、そうした電子記録による新たな業務の再構築すなわち B P R や、時間的制約を踏まえた機能の優先順位付け等をし、その上でシステム開発を進めるべきだったが、現実には、そうした理想的な進め方は難しく、この間、開発を進めながら可能な対応を繰り返してきたというのが実情



- 今なお、理想に向け、もがいている最中
- もっとも、現実のシステムが見えつつある最近になってようやく、電子記録・電子データによる事務の検討のための前提が整いつつあるようにも感じており、新たな業務の再構築に向けて、ここから先が大事（※）

※ 電子記録・電子データによる具体的な B P R の検討として、例えば、一場康宏・東京地裁部総括判事「フェーズ3における運用に関する一考察」（民事訴訟雑誌72号・本年4月発行予定）などがあるが、多角的な議論が必要